

「休日保育」のご案内



休日保育は、就労などで休日に保育を必要とする場合に保育所で保育する事業です。

【対象児童】

次のすべての要件を満たす児童が対象となります。

- 休日においても、常態的に保育を必要とする状態にあること。
※原則、平日に保育所を利用する理由と休日保育所を利用する理由が同じであること。
- 一宮市から保育支給認定（2号、3号）を受けていること。
- 保育所、認定こども園（1号認定は対象外）、地域型保育事業所に入所していること。
- 10か月児以上
※経管栄養や喀痰吸引などの医療的ケアを日常的に必要とする児童は対象外となります。

【実施保育所】

保育所名	住所	電話番号	定員 (うち、0歳児)
若の宮保育園	島村字下老光寺 44-1	51-2727	10名 (3名)
アートチャイルドケア尾張一宮保育園	森本 5-25-5	26-0568	10名 (3名)
あんず保育所	開明字東石亀 14	64-5666	12名 (3名)
あすかキッズ木曽川	木曽川町里小牧字社宮司 163	82-1175	10名 (3名)
ウェルネス保育園一宮	羽衣 2 丁目 5-2 (ピバモール一宮 3F)	82-8177	10名 (3名)

※0歳児 … 当年度の4月1日時点で満1歳に達していない児童

【実施日】

日曜日、国民の祝日（ただし、1月1日～3日、12月29日～31日を除く。）

【保育時間】

午前8時～午後6時（延長保育はありませんので、利用時間は厳守してください。）

【利用料】

無料

※ただし、休日保育を利用した日数分だけ在籍保育所等を利用しない日(振替日)を設けていただきます。

【振替日】

振替日は、月～土曜日（祝日は除く）の中で、原則休日保育利用日の前後1週間以内に設けてください。ただし、勤務形態等により前後1週間以内の取得が困難な場合は、振替日の設定期間を利用日の前後2週間以内とします。振替日は、原則同一年度内に取得してください。

【利用手続きの流れ】

利用登録

利用登録は年度ごとに必要です。(登録の有効期間：各年度末)

- 提出書類 『**休日保育事業利用登録申込書**』
〈添付書類〉 休日就労証明書 (証明者：事業主)
- 受付期間 **3月1日以降 (随時)**
- 提出先 保育課または市内の各保育所等 (できる限り、保育課または在籍保育所等に提出してください)

利用申請

利用申請は、2か月分 (偶数月～奇数月) ごとになります。

- 提出書類 『**休日保育事業利用申請書**』
〈添付書類〉 休日保育利用カードの写し (当年度に利用実績のある方)
- 受付期間 **奇数月 (3, 5, 7, 9, 11, 1月) の1日～10日**
※偶数月の1日～10日にも翌月1か月分のみ利用申請を受付しますが、定員に達している等の理由により、休日保育を利用できない場合があります。
(例) 3/1～3/10に利用申請ができるのは、4月及び5月分。(5月分のみ申請も可)
4/1～4/10に利用申請ができるのは、5月分のみ。(4月分、6月分の申請はできません)
- 提出先 保育課または市内の各保育所等 (できる限り、保育課または在籍保育所等に提出してください)

☆注意☆ 受付期間を過ぎた申請は受付できません。忘れずにご提出ください。

審査・選考

保育課で選考基準をもとに利用の可否を決定します。

※申請の状況により、休日保育利用日ごとに異なる保育所をご利用いただく場合があります。

結果通知

利用可否の通知書を申請者 (保護者) 宛に送付します。

※利用可否の結果は、休日保育実施保育所及び在籍保育所等にも連絡します。

決定のあった休日保育実施保育所を初めて利用する場合は、利用面談が必要になります。面談日の調整等のため、お早めに休日保育実施保育所へご連絡ください。面談は実施保育所の開園時間内をお願いします。

右のページへ続きます。



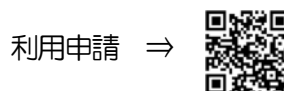
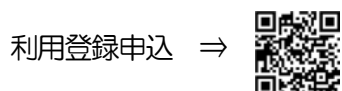
休日保育の利用

- 利用する際は、必ず休日保育利用カード（以下、「利用カード」という。）を持参し、休日保育実施保育所へ提示してください。
- 休日保育を利用した日数分だけ振替日を設けてください。振替日は、在籍保育所等に利用カードを提示して確認を受けてください。
- 利用カードの確認欄がなくなった場合は、新しいカードと交換しますので在籍保育所等に提出してください。
- 休日保育を利用する必要がなくなった場合は、速やかに保育課にご連絡ください。なお、利用予定日から2週間以内の場合は、休日保育実施保育所にご連絡ください。ただし、キャンセルのご連絡は体調不良の場合を除き、2日前までをお願いします。



【補足】

- 申込書等の関係書類は保育課、市内の各保育所等で配付しています（市ウェブサイトからダウンロードもできます）。また、以下のQRコードから電子申請することもできます。



- 就労証明書の内容（勤務先・勤務時間等）に変更が生じましたら、再度提出をお願いします。
- 休日保育実施にあたり、必要に応じて、保育課、在籍保育所等及び休日保育実施保育所との間で休日保育利用実績や休日の状況等の情報交換を行います。
- 次のような場合、選考における順位が下がる場合があります。
 - 無断欠席がある場合
 - 休日保育を利用した日数分だけ振替日を設けない場合
 - 休日保育を利用した日の前後2週間を超えて、振替日を設定した場合
 - 午後6時までに児童を迎えに来ない場合

【メモ欄】

【休日保育の中止】

つぎに該当する場合は休日保育を実施できません。

感染症

感染症が発生し、医師並びに保健所長が必要と認めた場合



台風等

- ① 登園時に一宮市に暴風警報が発表されている場合
警報が解除された場合は、警報解除2時間後から保育をします。
ただし、午前11時以降に警報が解除された場合は、家庭で食事をすませ登園させてください。
- ② 保育時間中に暴風警報が発表された場合
保育を中止しますので、すみやかに迎えに来てください。
交通状況に注意し、早めに行動するようにしてください。
- ③ 一宮市に大雨警報・洪水警報が発表され、園から連絡した場合のみ

降雪

- ① 降雪による気象の悪化が予想され、事故発生のおそれがあるため園から連絡した場合
- ② 暴風雪警報については台風等に準じます

地震

- ① 登園時に、一宮市に震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② 保育時間中に、一宮市に震度5弱以上の地震が発生した場合
保育を中止しますので、すみやかに迎えに来てください。
ただし、保護者の引き取りがあるまでお子さんは保育園でお預かりします。
- ③ 地震発生後、家屋及び道路が破壊された場合

その他

- ① 災及びその他の災害発生により、お子さんに直接危険があると認められた場合
- ② その他の事由により登園または保育が不可能と認められる場合